

# ひたちなか市空き店舗出店奨励金のご案内

## ～お店を始める方を応援します～

ひたちなか商工会議所では、市内の空き店舗解消と魅力ある商店街等の形成、更にはまちなか誘客による地域活性化を図るため、市内対象地域※の空き店舗でお店を始める方に  
出店奨励金支給（上限30万円）とコンサルタント派遣による経営を支援します。

出店奨励金

**30**万円  
(上限)

### 【対象業種】

小売業・飲食業・サービス業・その他商店街の活性化に寄与すると  
審査会が認める業種

<営業時間・内容等についての注意事項>

- 飲食業の場合は酒類の提供を主目的とする営業や夜間のみ営業は原則対象外。  
※出店商店街の事情に鑑み、商店街がやむを得ないと認めた場合は審査会にて判断する。
- 風営法の適用を受ける店舗や公序良俗に反するものは対象外。

【募集件数】 **4**件（事業計画などを審査の上採択します）

### 【応募資格】

下記の①～⑤のすべての要件に該当する個人・法人、又は、NPO等の団体

- ①ひたちなか市内の対象地域※の空き店舗に、新たに店舗を開設すること。  
※支店（2号店）等については、小規模事業者または、それに準ずる方。
- ②申請者（代表者）が当該店舗での営業に概ね携わり、3年以上継続して営業できること。
- ③原則として申請から3ヶ月以内（年度内）までに開店できること。
- ④商工会議所・商店街組合等に加入し、中心商店街の活性化やまちづくり活動を積極的に行う意欲がある方。
- ⑤専門指導員によるコンサルティング指導を受けること。

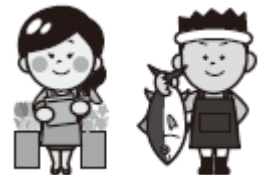


### <応募にあたっての注意事項>

- 市内の対象地域※にある物件で、店舗入口が道路（歩道含）に面し、原則として1階にあること。
- 申込時点で空き店舗（空き店舗となることが予定されている場合含）であり、店舗面積・契約条件・当該業種での出店可否等を申請者が確認済であること。
- 3年以内の閉店については、奨励金を返還していただくこともございます。

### <対象とならないもの>

- 申請書提出の時点で開業している場合は対象外。
- 市内の既存店舗の閉店を伴う移転は対象外。
- 申込者本人、または、親族の所有する空き店舗物件は対象外。
- 大手企業のチェーン店の出店は対象外。
- 同一店舗における業種・業態の変更による開業については対象外。



※**対象地域**：商店街振興組合または商店会等任意の団体が組織されている地域及び、ひたちなか商工会議所  
チャレンジショップ事業運営委員会が指定する下記のエリアをいう。

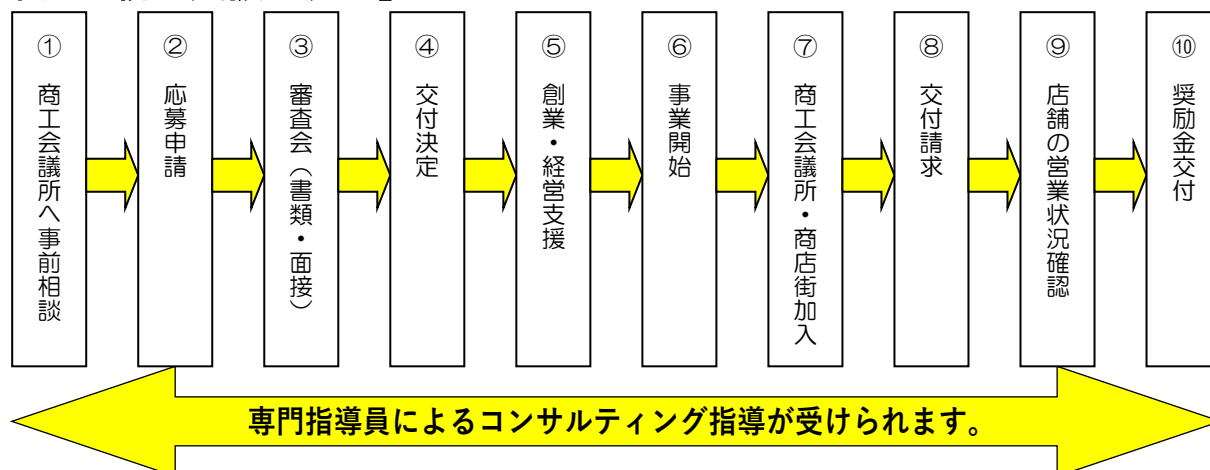
- ①表町専門店商店街振興組合、②勝田表町南商店街振興組合、③那珂湊本町通り商店街振興組合
- ④勝田中央街づくり協議会、⑤勝田泉町地区商店会、⑥佐和地区商店会、⑦磯崎商店会
- ⑧大島地区、⑨元町地区、⑩共栄町地区、⑪東石川地区（東石川1～3丁目）
- ⑫審査会で認められた地域

※商工会議所では、物件の契約に関する仲介等は行っておりませんのでご了承願います。

**【奨励金】** 300,000円(上限)／1店舗

■対象経費：店舗改装費・広告宣伝費・店舗賃借料（敷金・礼金は除く、6か月分を限度とする）

### 【申込手続・支援の流れ】



### 【採択審査】

事業計画の健全性、地域貢献性、将来性、申請者の経営意欲等について、本商工会議所の審査会で審査の上、採択決定します。審査会に際しては申込者本人にご出席頂きます。

採択審査は先着順となり、申込期限前であっても募集が終了する場合がございます。

### 【申込期限・審査会開催時期】

**申込期限** 令和8年12月11日まで

**審査会** 申込は随時受付、申込月の翌月（原則）に審査会を開催する。

### 【奨励金請求】

営業開始後に、所定の支給申請書に下記の書類を添えて請求して下さい。

- ①店舗の賃貸借契約書（写し）
- ②対象経費の支出明細書
- ③対象経費の領収証（写し）

### 【お問合せ先】

**ひたちなか商工会議所** 事業部事業推進課

〒312-8716 ひたちなか市勝田中央14-8

電話：029-273-1371 / FAX：275-2666

E-mail：info@hcci.jp URL <http://www.hcci.jp>